

向日葵

ひまわり

第243号

平成28年2月号



今月の表紙：北海道虻田郡喜茂別町 喜茂別川と羊蹄山

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム	2—3
税務署だより	4—5
署長インタビュー	6—7
税の作文コーナー	8—10
平成27年度税の標語	11
地域の名所	12
社労士column	13
新春講演会実施報告	14
会社紹介	15

東村山法人会セミナーのご案内	16
人人	17
新入会員紹介コーナー	18
新年賀詞交歓会実施報告	19
新年賀詞交歓会 新入会員紹介と福引大会	20
ブロック等活動状況	21—22
法人会行事のご案内	23
recipe	24



今年度4月から始めました私のこのコラムも、今回が最終回となります。

今回は、長い間築いてきた会社の後継者への承継と、地道に蓄えてきた財産の相続について、事前準備と気をつけなくてはならない注意点を紹介します。

事業承継や相続を考える時にまず必要になるのが、財産・債務の棚卸しです。

現金や土地建物はもとより、株式の価額や隠れ債務についても現状をしっかりと把握する必要があります。



■ 自社株の評価額知っていますか？

今の自分の会社の株式価額がいくらになるか把握していますか？

上場株式であれば、毎日相場がありますが、ご自身の所有する自社株も株式評価という一定の方法で算定して価額が決定されます。

会社設立時に1000万円の出資をしたから、株価は1000万円でしょというのは間違いです。これまで蓄積されてきた税引き後利益が利益剰余金として株式価額に上乗せされています。事業を承継する際には、新株の発行や会社の合併や清算など重要事項を決定するために必要な2/3以上の株式を、新たな経営者が保有していないと、安心して経営を行えません。

事前に株式譲渡や生前贈与をしておけば、相続で争いが発生した場合でも株式が分散することを防ぐことができます。



1 株式譲渡の留意点

たとえば、1000万円で出資した株を税法上の評価額の2000万円で譲渡する場合

- ・ 後継者に購入資金として、2000万円が必要
- ・ 譲渡した人に株式譲渡益の所得税が発生
株式譲渡税率 20%
譲渡益 1000万円 × 20% = 200万円
- ・ 税引き後の1800万円が譲渡した人の現金財産となる

この株式を贈与した場合には、贈与税率は45%で贈与税は585.5万円になります。

2 生前贈与の節税方法

① 暦年課税の活用

贈与税の基礎控除110万円(年)を利用して、少しずつ贈与をして贈与税を少なくする方法。

② 相続時精算課税の活用

60歳以上の親から20歳以上の子へ贈与する際、相続時精算課税を選択することで、贈与時には2500万円まで贈与税が課税されないものです。

ですが、相続時にその贈与分も加算して相続税の形で課税されます。

株価が今後高くなると見込まれる場合には有利に働くことと、相続時に誰が相続するかの争いにならない利点があります。

③ 贈与税の納税猶予

経済産業大臣の認定を受けて、一定の要件を満たせば自社株贈与の贈与税の全額を猶予するものですが、要件や手続きなどがとても複雑なので、顧問税理士とよくよく相談して決定する必要があります。

■ 名義預金と見なされるものはない？

奥様や子・孫の名前で預金したもので、実質は自分で管理しているものが名義預金です。この名義預金

は口座名義にかかわらずご自身の財産として相続税の課税対象に含まれます。

名義預金と認定されないためには、相互に「あげた」「もらった」の認識が出来ていることと、もらった人が管理している口座へ振込を行うことが必要です。

専業主婦の奥様のへそくりも場合によっては旦那さんの名義預金となります。

民法では夫婦が築いた財産は二人のものですが、税法では、あくまでも個人の名前で取得したものはその個人のものとなります。生活費の一部をこつこつと旦那



那さんに内緒で貯めた奥さん名義の預金も、奥様名義で獲得したお金ではないので旦那様の相続財産とみられます。

ここでそのへそくりを贈与でもらったことにはならないか?と考えると、贈与であれば年間110万円までの基礎控除の範囲内であれば無税で奥様のものとなるはずですが、贈与は、あげた側ともらった側がそれぞれ認識している必要がありますので、旦那様に内緒であれば旦那様に「あげた」という認識はありませんよね。

でも、奥様が専業主婦でなく会社の仕事をして、少しでも役員報酬や給与を受けていれば、奥様名義の所得があるので、そのへそくりも自分の給与から貯めたものとなり、奥様自身の財産となります。

贈与税には非課税の特例がありますので、その制度を利用してご自身にあった生前贈与をしておくことをお勧めします。

1. 基礎控除 年110万円までが課税対象外
2. 住宅取得資金の非課税
3. 教育資金の非課税
4. 結婚資金の非課税
5. 配偶者控除

相続税は大丈夫?

平成27年1月から相続税法の改正によって、基礎控除が大幅に引き下げられて、これまで申告の必要のなかった人までが申告対象となっています。ですが、相続税にも特例があり、特例を使った申告を行えば、納税額がゼロとなるケースも多いものです。

相続税の特例を使って実際の税額がどのくらいになるかを試算した上で、生前贈与をするべきかどうかを検討しましょう。

相続税の特例の代表的なものに、次のものがあります。いずれも控除される金額が大きくなるので、税額も大きく引き下げられます。

1 配偶者控除

配偶者が財産の1/2か1億6千万(いずれか高い方)までの相続については、相続税がかからない

2 小規模宅地の特例

居住用の宅地については、一定の要件のもと80%が評価減される

3 事業用資産の特例

一定の事業用資産(株式等)について80%が評価減される

4 生命保険金の非課税

法定相続人1人につき500万円

隠れ債務はほんとに無い?

長い間会社をやっていたら、かつては付き合い上保証人になることや、相互に保証し合う場合もあります。

自分の会社の債務ではないので、帳簿にも載らず長い時間が経つことで忘れてしまいがちですが、この保証債務は相続放棄をしなければ、相続人に引き継がれます。

保証債務の時効は、最後の弁済から5年又は10年です。完済していれば問題ありませんが、延滞して返済している場合などがありますので、確認をしておきましょう。

おわりに

相続対策は、財産・債務の棚卸しをした上で、相続・贈与をトータルで考える必要があります。事前に顧問税理士等にご相談することをお勧めします。今回まで全6回のコラム、ご愛読いただきありがとうございました。

Profile | 倉知 万里子



会計事務所及び一般企業の経理を約10年経験後、平成26年8月に河野周輔税理士と税理士法人を設立。二人体制で高品質のサービス提供を目指して活動する一方、無料相談などに積極的に参加。

事務所 税理士法人 倉知河野

本店 豊島区東池袋 1-20-2

西東京事務所 西東京市ひばりが丘 4-6

TEL 03-5960-5057 FAX 03-5960-5058

e-mail mariko.kurachi@kurachikono.jp

URL <http://kurachikono.jp>

税 務 署 だ よ り



確定申告書はご自分で作成して提出を!!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して税務署に郵便や信書便による送付、e-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

- 申告に関するご質問等につきましては、まずは最寄りの東村山税務署にお電話にてお問い合わせください。
- 「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(電話番号：0570-01-5901(e-コクゼイ))にお尋ねください。
- 平成 27 年分の所得税等確定申告期における e-Tax 及び e-Tax 作成コーナーヘルプデスクの受付時間は次のとおりです。
 - 1. e-Tax 受付時間
平成 28 年 1 月 12 日(火)～3 月 15 日(火)の期間については、土日祝日を含む 24 時間利用可能。
ただし、月曜 0 時～8 時 30 分(メンテナンス時間)を除く。
 - 2. e-Tax 作成コーナーヘルプデスクの受付時間
平成 28 年 1 月 12 日(火)～3 月 15 日(火)の期間については、2 月 11 日(祝日)を除く月曜日～金曜日
及び 2 月 21 日、2 月 28 日、3 月 6 日、3 月 13 日の日曜日の 9 時～20 時で利用可能。

- 平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、
平成 28 年 2 月 16 日(火)から 3 月 15 日(火)まで
- 消費税及び地方消費税の申告と納税は、平成 28 年 3 月 31 日(木)まで
- 贈与税の申告と納税は、平成 28 年 2 月 1 日(月)から 3 月 15 日(火)まで

- 土曜・日曜日は閉庁日ですが、東村山税務署では、平成 28 年 2 月 21 日(日)・2 月 28 日(日)に限り、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。
なお、当日は国税の領収、納税証明書の発行及び電話での相談は行っておりません。
- 東村山税務署では、1 月から駐車場が使用できません。お車でのご来署はご遠慮ください。公共交通機関をご利用願います。

便利で安心、振替納税をご利用ください!

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。
納付には便利な振替納税を是非ご利用ください。

平成 27 年分確定申告書の

- ① 所得税及び復興特別所得税の振替納付日は、平成 28 年 4 月 20 日(水)、
- ② 消費税及び地方消費税の振替納付日は平成 28 年 4 月 25 日(月)となります。

また電子納税をご利用いただくと、自宅やオフィス等からインターネット等を利用して納付できます。詳しくは、東村山税務署管理運営部門までお問い合わせください。

平成27年以降に父母などから財産の贈与を受けた方へ

◎ 平成 27 年以降に父母などから財産の贈与を受けた場合(暦年課税)の注意点

暦年課税の場合において、平成 27 年 1 月 1 日以降に、直系尊属(父母や祖父母など)から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上の人に限ります。)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく、「特例税率」を適用して計算します。

◎ 贈与税の速算表(特例税率)

基礎控除後の課税価格	特例税率	控 除 額
～ 200 万円以下	10%	—
200 万円超 ～ 300 万円以下	15%	10 万円
300 万円超 ～ 400 万円以下		
400 万円超 ～ 600 万円以下	20%	30 万円
600 万円超 ～ 1,000 万円以下	30%	90 万円
1,000 万円超 ～ 1,500 万円以下	40%	190 万円
1,500 万円超 ～ 3,000 万円以下	45%	265 万円
3,000 万円超 ～ 4,500 万円以下	50%	415 万円
4,500 万円超 ～	55%	640 万円

【参考】一般税率

一般税率	控 除 額
10%	—
15%	10 万円
20%	25 万円
30%	65 万円
40%	125 万円
45%	175 万円
50%	250 万円
55%	400 万円

※ この速算表の使用方法は、次のとおりです。

(贈与を受けた財産の価額 - 基礎控除額) × 税率 - 控除額 = 税額

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、**贈与により財産を取得した人の戸籍謄本又は抄本**その他の書類でその人の**氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類**を提出する必要があります。

① 「特例税率の適用を受ける財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から**基礎控除額(110 万円)**を差し引いた後の金額(課税価格)が**300 万円を超えるとき**

② 「特例税率の適用を受ける財産」と「一般税率の適用を受ける財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から**基礎控除額(110 万円)**を差し引いた後の金額(課税価格)が**300 万円を超えるとき**

(注) 「相続時精算課税」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用されますので、ご注意ください。

復興特別所得税の計算をお忘れなく

平成 25 年分から平成 49 年分までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています(還付申告でも計算が必要です)。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に 2.1%の税率を乗じて計算した金額です。また、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

国外財産調書の提出について

平成 27 年 12 月 31 日において、価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、平成 28 年 3 月 15 日(火)までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

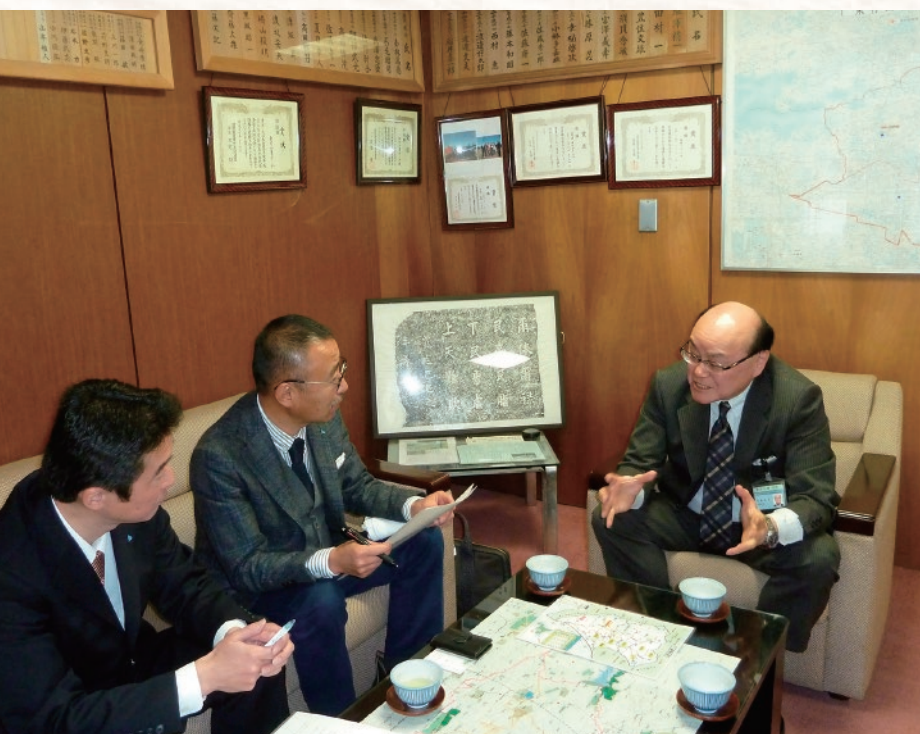
なお、提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用されるほか、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

財産債務調書の提出について

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、平成 27 年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が 2,000 万円を超え、かつ、平成 27 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、「財産債務調書」を、平成 28 年 3 月 15 日(火)までに、提出をお願いします。

なお、提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用される場合がありますのでご注意ください。

署長インタビュー



■細山

これまでの主な勤務歴とこれまで印象に残った勤務地や部署はどこですか？

■署長

最初の勤務地は神田税務署で、間税部門というところに配属されました。国税組織の機構改革により今はこの名称はありませんが、物品税(現在は廃止)などの間接税を担当していました。そこで一緒に勤務した先輩には、良い意味でも悪い意味でもいろいろな経験をさせてもらいました。

また、当時は上京して間もない頃で、管内のことを早く覚えようと歩き回りましたが、田舎者のせいか乗車予定の駅を見過ごし、自分がどこを歩いているのかわからなくなり、自分自身に呆れてしまいました。(笑)

その後、浅草税務署や東京国税局、国税庁などの勤務も経験させていただき、それぞれにいろいろな思い出がありますが、数年前に、札幌国税局にある十勝池田税務署で署長を務めたときが、特に印象に残っています。

十勝池田税務署は、東村山税務署に比べると管轄面積は50倍以上ありますが、職員数はたった14名しかいません。管内の移動手段は車しかなく、税務署から一番遠くの管内までは片道約3時間かかります。税務署に求められるのは、全国均一・均質なサービスの提供だと思いますが、このような小さな税務署を経験したことで、地域の実情を的確に把握することの重要性と、それに応じた適切な行政も必要だということが実感できました。また、地方公共団体や関係民間団体の皆さんとの連携・協調の大切さも痛感しました。

そのほか、広報関係の仕事を約10年間経験していますが、国税庁広報課当時に、阪神淡路大震災が発生し、そのときに納税者救済制度の周知チラシの作成を担当しました。その際、目立つようにと題字を斜体文字にしようとしたら、上司から建物が倒壊している被災地の方の心情も考えて作成しなくてはいけないとアドバイスされ、相手の立場も考えながら、多面的に検討することを学びました。

■細山

明けておめでとうございます。本日はお忙しい中、インタビューを受けていただきありがとうございます。東村山税務署の佐藤署長をご紹介させていただき記事にしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

まず、署長の生い立ちや趣味等についてお聞かせください。

■署長

出身は、北海道の道東に位置する幕別町というところで、帯広市の隣町になりますが、そこで四人兄弟の末っ子として生まれました。家は畑作農家で、豆類や馬鈴薯などを栽培していましたが、高校一年の終わり頃には離農して、街中に引っ越しました。高校生の頃は何になりたいという明確な目標がなかったため、親戚に税務職員がいた関係で、何となく公務員試験を受けたところ採用され、現在に至っています。

趣味は、スポーツをするのが好きです。中学ではバスケットボール、高校ではラグビーをやっていました。昨年のラグビーワールドカップイングランド大会の「日本対南アフリカ」戦は本当に感動しました。今でも、VTRを見ると目頭が熱くなってしまうです。

平成 28 年 1 月 18 日、細山広報委員長と狩野副委員長が着任され
約半年となった佐藤栄記署長にインタビューを行いました。

■細山

「座右の銘」について教えてください。

■署長

特別に座右の銘というものを持っているわけではないのですが、心掛けようと思っているのは「継続は力なり」という言葉で、地道な努力を積み重ねていけばいつか自分の力になると信じたいですね。飽きっぽい性格のためか、なかなか実践は難しいですが・・・。

ほかに、人知れず良い行いをする者には、必ず良い報いがあるという意味の、「陰徳あれば陽報あり」というのも好きな言葉です。

■細山

東村山税務署に着任され約半年が経過しましたが、税務署長としての抱負を教えてください。

■署長

国税庁の使命は「納税者の方の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。「申告納税」ということで、納税者自身が自分で申告して納めてもらうことを基本としているため、「税務署はきちんとやっている」と納税者の方から信頼されることが一番大事だと思います。そのためには、適正に申告している真面目な納税者の方のためにも、誤魔化して申告している者などに対して、的確に調査・指導することが大切です。

また、税の意義や役割について、正しい認識を持ってもらえるよう、次代を担う児童・生徒に対する「租税教育」についても重要です。その意味で、東村山法人会青年部会が中心となって実施していただいている出前授業や租税・科学教室などの事業に対して感謝するとともに、これからも引き続き、ご協力をお願いしたいと思います。

■細山

最後に、我々東村山法人会に期待したいことを教えてください。



左：狩野広報副委員長 中：佐藤署長 右：細山広報委員長

■署長

東村山法人会は、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」との理念のもと、正しい税知識の普及など、地域社会に密着した様々な活動を展開されており、感謝の念に堪えません。

具体的には、各種説明会やセミナーなどの研修会の開催を通じて、税知識の普及に努めていただくとともに、各市の市民まつりでの税金クイズの実施、多摩六都科学館での租税・科学教室、ユニークな「租税プロレス」の開催など、租税教育をはじめとする公益活動を積極的に行っています。

このような活動に心から敬意を表しますとともに、引き続き、地域に密着した魅力ある活動を展開されますことを期待しています。

私どもが、税務行政を円滑に運営していくためには、法人会の皆様のご協力・ご支援が不可欠です。今後とも「良きパートナー」として、時には厳しいお言葉もいただきながら、連携・協力してまいりたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

税の作文コーナー

平成 27 年度中学生の「税についての作文」作品集から「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品をご紹介します。

管内 5 市(東村山・小平・西東京・東久留米・清瀬)の生徒さんの作品です。

少子高齢化とマイナンバーへの期待

東村山市立東村山第五中学校
三年 鈴木 里奈

私は中学 1 年の頃、ボランティアとして、沢山の
ご高齢者の方々と接する機会があり、自分の知ら
なかった遊びや、物事を知る事ができました。お
元気な方が沢山いらっしゃる中でも、体の不自由な
方、物忘れが進んでしまった方、思う様に意思の疎
通がはかどらない方々もいらっしゃいました。

少子高齢社会で 2050 年には、高齢者 1 人を 1.2
人の現役世代で支える事になると予想されていま
す。スウェーデンやフランスなどでは、高福祉高負
担(国民の福祉を充実するためには、国民の税等
の負担が高くなるのが必然であるという北欧諸国
などに見られる政策理論)を国民の多くが理解し、
上手にバランスをとっているそうです。

日本社会は、少子高齢化の進行で社会保障に関
する費用は増大する一方で、理由としては、高齢化
が、高い水準となって、保険料など、本来社会保障
にあてられるべき収入はほぼ横ばいであるためで、
少子化の進行によって、社会保険料を支払う現役
世代の人口が相対的に減少し続けている事にある
と言われています。そのため、この不足分について
は、財政活動で、必要な資金・つまり税金(租税)
でまかなわれています。

少子化を解消していくためには女性が出産しや
すい環境づくりが必要なのです。例えば企業の待
遇改善、保育所、子育て支援の拡充、子育て世帯
に対する税制などの事です。少子化の進行は、次
世代の人材の減少と社会保障制度の維持を困難に
するという弊害から、2007 年に内閣府に特命担当
大臣として少子担当大臣がおかれる様になった、
と聞きました。

私たちや、目上の方や子供にも、大切な役目があり
ます。そして助け合い思いやりの心を持ち、住み
やすく、生きやすい安定した国を目指して協力しあ
う事で少子高齢化が少しでも止められたら嬉しい
です。

ところで、平成 28 年 1 月より始められるという
「マイナンバー制度」はご存知だろうか。これは国

民一人ひとりに個人番号が与えられるというもので
三つの目的があります。その中で私が一番関心し
たものとしては「公平・公正な社会の実現」があり
ます。というのは年金などの社会保障を確実に給
付することで不正受給を防止し、所得把握の正確
性を向上させ、適正・公正な課税につなげよう、と
するものを示します。又、特に犯罪や詐欺にあわ
れてしまいやすい高齢者の方々にとっても、このよ
うな面で本人確認がすぐに可能な、この「マイナ
バー制度」が役立つととても嬉しく思います。

しかし、自分自身に番号が付けられているという
のは今まででなかったもので、若干不思議な感じも
します。それは違和感でもありますが興味も持てま
す。これからどんどん変化していく状況の中で楽
しみながら勉強に励みます。“納税は国民の義務
である”

父と税金

白梅学園清修中学校
三年 岸原 汐里

税金と聞いてどのようなことをイメージしますか。
会社で働いている健康な方にとっては負担が大き
いと思います。百円ショップも今では百円では済ま
ません。現在、消費税、所得税、法人税などと様々
な種類の税金があります。国に納める税、県に納
める税、市町村に納める税全てを合わせると 44
種類です。それらのお金は教育や年金の他に医療
関係の料金の補助もしています。

税金はさかのぼると奈良時代「租庸調」から始ま
りました。「租」は口分田で収穫した稲の 3 パーセ
ントを、「庸」は、労役のかわりに布(麻布)を、「調
」は絹糸や地方の特産物を都まで運んで納める、と
いったものでした。目的は今と違って国を支配する
王中心のものであり、一つの歴史にすぎません。
農民の負担も相当なものであったでしょう。しかし
私は、王は農民に支えられていることを実感し、農
民は自分の手で王の生命を救っているという意識を
少しでも持っていたのではないかと思います。そ

れから月日が経った今、制度は異なっても支払う側とサポートされている側との関係はリンクできる点があります。その点に少しでも多くの方が気付けるように、父についてお話しします。父と税金は深い関係があるのです。

父は幼い頃熱湯を被り、C型肝炎にかかりました。私が小さい頃も、自分で注射を打ったり、病院に入院することが、たびたびありました。C型肝炎は100パーセント完治する治療法がありません。そのため毎日塗り薬と大量の薬を服用する必要があります。当然入院、注射、毎日服用している薬にも莫大な費用がかかっています。それらの薬をサポートなしに購入していたら、今の生活ができていくのか分かりません。その医療費の補助をしてくれているのが税金です。はじめて耳にした時、十円玉や一円玉の重みを知ることができました。たとえ小さなお金でも、人を支える大きな力になる、このお金で負担が軽くなるのだ、そう思いました。父は通常の会社員と同じように働いています。働ける理由の一つにもきっと税金は関係しています。私は本当に感謝の気持ちで一杯になりました。しかし、一つ気になる点があります。税金は良い道に使えば多くの国民を救うことができます。その反面、実際税というものは国会や役所など運営する際に使われるために、そこで働いている人の行動によっては住民が頑張って納めたお金が無駄になることもあります。例えば市役所がコピーミスした紙が何枚かあるとします。そのお金は市の税金がかかっているため、私達住民が支払っていることとなります。これらのミスや政治家が裏で税金を無駄遣いしていたりすることをなくさなければなりません。病気を持っている父も日々家族のために働いています。私はそういった人達の努力を無駄にせず国民を救うことのできる税金をこれからも望み続けます。

社会保障制度

西東京市立田無第二中学校
三年 鱒淵 葉瑠那

私には障害をもった弟がいる。これまでに、弟がいることによって、様々な場面で金額が安くなることは知っていた。今回税金の事を調べて、それが「公的扶助」だということが分かった。

日本の社会保障制度は、「社会保険」「公的扶助」「社会福祉」「公衆衛生」の四つの部門から成り立っている。その中の「公的扶助」は、生活が困

窮におちいったとき、また、生活を営むことが困難な状況にある人に対して、国が一定の所得を保障し、自立を支援するしくみである。

私の弟は、体が不自由で歩くことができないため、車いすを作った。その時も、「公的扶助」によって現金の給付を受けた。普通の人にはいらないものでも、弟のような障害者は、生きていくのに必要なものが沢山ある。また、その一つ一つの物は、けっして安いといえるものではない。だから、「公的扶助」は、家族にとっても、本人にとっても、とてもありがたいものだと思う。

私達家族だけでなく、国民は暮らしを支える何層かのセーフティネットによって守られている。

しかし、これらのしくみで国民に安定した生活を保障できているとはいえないのが現状である。例えば、高齢者が年金だけで生活することはむずかしい。また、障害者福祉の促進も順調にすすんでいるとはいえない。少子高齢化がすすみ、年金や医療保険の給付額が増大するいっぽうで、保険料などの収入は減っていくことが予測され、財源の確保が大きな問題となっている。

私は、今の世の中に不満があるわけではない。しかし、より多くの国民が「住みやすい」と思えるようになるためには、まだまだ課題があると思う。かぎりある資源から、いかに公平に現金やサービスを給付していくか、社会保障のしくみの見直しを進める必要があると思った。社会保障は、一部の人のための制度ではない。すべての国民に一定の水準の生活を保障するしくみをもつ社会を、世代をこえてつくっていかなければならない。

人は、助けて助けられる。自分だけのことでなく、他人の事も考えて生きていくべきである。今より少しでも、多くの人が住みやすいと思える世の中になれば良いと思う。

未来のための貯金

東久留米市立大門中学校
三年 田口 瑞姫

今の私は、税のことについて、どのようにして扱われているのかほとんど知りません。ただ、私達が様々な形で納めている税が日本のために、私達の暮らしを支えるために使われていることは知っていました。

税について調べてみると税金で命を救うと書かれていました。たとえば、ほとんどの人が経験したことのある予防接種。みなさんは予防接種を無料

で受けられるありがたさを知っていますか？

私も注射が嫌いでした。なぜならとても痛いからです。しかしある時、世界中には予防接種を受けたくても受けられずに亡くなっている子供がたくさんいると知りました。そういえば学校でもユニセフ募金やエコキャップを集めていたのは、世界の子供が一人でも多く予防接種を受けられるようにという思いでやっていたのを思い出しました。

しかも、毎日2万6千人以上の子供が亡くなっているということは私たちが他愛のない会話をしている時や今この瞬間も世界中には予防接種を受けていれば助かったかもしれない命が失われている。この事実を知り、私は注射が嫌だと言っていた自分が急にバカバカしいと思いました。またそれと同時に予防接種を受けられるということに感謝しなければならぬと思いました。

「税金」について私は今まであまり良いイメージをもっていませんでした。何かを買った時に払わなければならない消費税。この消費税が無かったらもっと安く買えるのと思っていた事もありました。しかし、今は違います。私が払った消費税が今どこかで誰かの役に立っていると思うとしっかり消費税を払うという気持ちになれます。

しかも私たちが毎日使っている教科書には「この教科書は、これから日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」と書いてあります。教科書も税金のおかげだったのです。

今まで私とはほとんど関係ないと思っていた税金が身近で、私の命を守るために、勉強をするために使われていると知り、すごくありがたいなと思いました。

私の両親を含めた日本の大人の方達が、一生懸命働き、納めて下さった税金により私や世界中の人を支えていたんだと思いました。そして私が大人になって働くようになった時には、少しでも誰かの役に立てるように税金を納めていきたいと思いました。また税を納める事は自分の子供の役にも立つと思うので自分の子供の未来のための貯金だと思って税を納めていきたいと思いました。

税の恩返し

清瀬市立清瀬第五中学校
三年 坂本 千夏

私は税についてあまり知らなかったけど、一番関わり深いと思っているのは「消費税」です。普段、

買い物をしてお金を払うときに、税がかかっているのは当然のことだと分かっていたけれど、その税が何に使われているのかは詳しく知らなかったです。幼い頃は、なぜ値段よりも高くお金がかかるのか疑問に思っていました。

私は小学生のとき、住んでいる町を発展させようなどといったテーマでグループで話し合い発表することがありました。その内容は、私の住んでいる町、清瀬はにんじんが有名なのににんじんショップというお店を作り、そこで売り上げたお金で清瀬にショッピングモールを作りたいという内容でした。今、考えるとこれには多くの税がかかるということに気づきました。小学生の頃は税について考えたこともなかったけれど、暮らしている中で、税というものは自分に関わりがあるということを小学生のうちから知ってほしいです。それが将来大きな知恵となり、役に立っていくと私は思います。

さて、私はこの前新しく配布された教科書に名前を書こうとしたときにある文に目がつきました。

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」

この文をみなさんも一度は見たことがあるのではないかと思います。どう思ったかは人それぞれですが一つ、共通して思うことがあります。それは、「期待」という言葉に重みを感じたのではないのでしょうか。私が深く感じたことは、国民の一人として将来期待されているという少し考えさせられるようなものです。

よく考えてみると、教科書以外にも学校にある机や椅子などほとんどが税によって作られていると知ると感謝しなくてはと思いました。あたりまえにある学校、公園など、私たちが何気なく過ごしている日常の中に、こんなにも多くの税との関わりが存在していることに驚きました。税金はいわゆる恩返しのようなものだと思います。買い物の際、税金を払い、その税が私たちの元に教科書などとしてかえってくるからです。

税金が何のために使われているかを知らないで払っているのはもったいないと思います。何に使われ、どんなことに役立っているのかを知って、納税ということになる気がしました。

ニュース番組で消費税引上げと報道された日、家族はそれに不満を抱いていましたが、私は消費税が上がって国が豊かになるのならそれでいいと期待を膨らませました。

平成27年度

税の標語

平成27年度中学生の「税の標語」応募作品の中から「公益社団法人東村山法人会会長賞」入選作品を紹介します。

小平市

小平市立 小平第三中学校 三年 渡邊 茉莉

税のこと みんなで学んで 良い社会

西東京市

西東京市立 明保中学校 一年 岡村 彩香

税金は よくなる国への 第一歩

東久留米市

東久留米市立 南中学校 三年 高塚和加菜

税金は あなたの生活 守ります

清瀬市

清瀬市立 清瀬第二中学校 三年 水出 伶音

国民と 国の未来を 守る税

女性部会主催

第2回税に関する絵はがきコンクール

この絵はがきコンクールは、税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのか、ということを生小生者の皆さんに知っていただき、理解と関心を深めていただくため、小学生を対象に実施しました。第2回目となる今回は、アトリエMix絵画教室の講師である井上昭寛氏を審査員にお招きし、女性部会役員で審査し、最優秀賞1点、法人会長賞1点、女性部会部会長賞1点、優秀賞1点を選出いたしました。

心のこもったご応募ありがとうございました。



女性部会長賞

西東京市立田無小学校 2年 齋藤 叶芽



最優秀賞

西東京市立上向台小学校 6年 山口 大豪



優秀賞

東久留米市立小山小学校 1年 田中 凛



法人会長賞

西東京市立柳沢小学校 6年 高橋 陽那

小平市「熊野宮」



地域の名所

所在地 東京都小平市仲町361番地



小平市の中程青梅街道
端に鎮座し平成十六年に
は御鎮座三百年を迎え地
元地域の鎮守の杜として
崇敬を集めています。

その昔、一本の榎が青
梅街道を往来する人の目
印となり足を休めたり弁
当を食べたり小休止の場
にもなっていた「武蔵野
の一本榎」と呼ばれてい
ました。今は樹齢百年に
なる三代目の孫木が繁っ
ています。

また、社殿正面には、
樹齢三百年の二本の榎が
寄り添って繁っており、
「夫婦榎」と呼ばれ夫婦円
満の象徴として参拝者に
親しまれています。

近年では、参拝者も多
く年頭には行列の出来る
程です。秋祭りには大太
鼓、御輿が各町内の神酒
所を渡行し盛大に祭りが
執り行われます。

また緑に誘われ鳥類の
楽園ともなりモズ、ヒヨ
ドリ、尾長、最近では外
来種の緑色したインコウ
までも飛来し夫婦榎の樹
上を賑わしています。

地域のイベント情報

企画展「染める・織る・縫う」

清瀬市

清瀬市郷土博物館では「衣」の文化をテーマに、「染物」・「機織」・「和裁」教室を実施しています。この展覧会では各教室の参加者と講師・活動グループの皆さんの作品をご紹介します、手仕事の楽しさと文化を知っていただこうと企画したものです。自然がくれた色の美しさ、様々な色と素材が織りなす模様の楽しさ、和の装いの華麗さをご覧ください。

講習会・体験も行います。詳細は下記までお問い合わせください。



日時 平成27年3月5日(土)～13日(日)

※3月7日(月)は休館日

午前9時～午後5時(最終日は午後4時まで)

場所 清瀬市郷土博物館(清瀬市上清戸2-6-41)

問合せ 清瀬市郷土博物館 ☎ 042-493-8585

2015年を振り返って 反省と対策について

明けましておめでとうございます。

昨年来の中国経済の大幅な減速や世界中で勃発するテロ、シリア難民大量移動、加えて年初の北朝鮮の水爆？実験等々、昨年以上にカオス深まる年となりそうな世界情勢となってまいりました。

ところで、昨年の統治元年の失敗の総括なくして、この不安定で予測不能な時代を乗り越えることも難しいものと存じます。社外取締役や監査法人による経営監督等で企業価値を高める企業統治は、名だたる企業の考えられない不祥事の続出により頓挫してしまったようでした。

① 主な不祥事（日本経済新聞 2015.12.30 より引用）

- ① マクドナルドの異物混入
- ② 東洋ゴムの免震ゴムのデータ改ざん
- ③ 東芝の会計不祥事 → 東芝は過去最大 73 億 7350 万円の課徴金処分
- ④ タカタのエアバッグ問題
- ⑤ 日本年金機構の 125 万件の情報流出
- ⑥ トヨタの女性役員の麻薬密輸疑惑
- ⑦ VW の排ガス試験不正 → リコール費用で巨額赤字
- ⑧ 一連のマンション杭打ち工事の虚偽データ → 東洋ゴムは防振ゴムもデータ改ざん → 他社大手もデータ改ざん
- ⑨ 化血研の血液製剤不正

② 原因

外部の調査委員会が一様に指摘した点は、『様々なしがらみに囚われて、その場限りに体裁を整えられれば良い、一時をしのげればよいという悪しき風土や体質が長期に渡って醸成されてきた。その結果としての常軌を逸した組織的な隠蔽体質が構築された』というものです。

③ 対策

今後、マイナンバー制度対応やストップブラック企業の世の流れから、経営体制や情報をガラス張りにして、不祥事を防止するとともに、不祥事の発覚(情報の漏えい等も含め)のあった場合、常日頃から周到に準備し、どのような危機管理体制を迅速・的確に発動できるかが企業の生き残りの成否を決定してゆくのではないのでしょうか。

当事務所では法人会事務局と連携して、予約制の 60 分無料個別相談をお受け致しており、毎月、数社の方がご相談中です。ご希望の事業主様は、お気軽に法人会事務局までお電話下さい。

筆者紹介 石津 雄美（いしづ たかよし）

2016.2.1現在

石津社労士事務所 所長〔特定社会保険労務士、東京都社労士会武蔵野支部所属〕
 オールフォーオール 代表〔経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、板橋青色申告会会員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、シーツ（株）代理店、O3S（ワンストップソリューションサービスチーム）= AFAC 主宰、マイナンバー推進協議会会員〕



略 歴

- 昭和53年：中央大学法学部法律学科卒業
損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格：ライフ・コンサルタント（生保協会）、
年金アドバイザー 3 級（銀行業務検定）、社会保険労務士（平成10年11月）
- 平成18年：第 1 回個別労働紛争解決手続代理業務資格 - 特定社労士資格取得
- 平成27年 4 月 1 日：医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士会連合会）

事務所

所 在 地 〒185-0002 国分寺市東戸倉 2 - 7 - 1
 雅ミヤビ17ワイズD
 T E L 090-1738-7991
 e - F A X 03-4496-5373
 e - M A I L 07159596012@jcom.home.ne.jp
 H P http://www.just.st/7162591



中里実先生

平成28年新春講演会

日本経済の復権はなるか

講師 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 中里 実先生

1月19日(火)15時30分より立川グランドホテルにおいて平成28年新春講演会が開催されました。講師に東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授で政府税制調査会長の中里実先生をお迎えし「日本経済の復権はなるか」と題してご講演いただきました。

以下、講演の概要をご紹介します。



講演会場

日本経済が復権する5つの要因

①高齢化

- ・高齢化先進国としての優位性のメリットの活用
- ・後10年から15年で高齢化は一時ストップする

②東日本大震災に見る国民のメンタリティー

- ・混乱の中で平静を保った国民性
- ・政府の対応が遅れたため国民が率先して対応した
- ・外国の友人の反応

③明治以来の実力主義

- ・意外と多い寒村の貧家出身の実力者の存在
- ・出自を問わず実力主義で活躍できる社会

④中小企業のがんばり

- ・新古典派経済学と不振企業退場論
- ・アメリカの中小企業経営者の心意気
- ・雇用の安定と経済成長
- ・1700年以前創業の企業は世界に1,000社、うち6割は日本に存在する事実

⑤リーダーの条件

- ・ない袖は振れない
- ・うまい話はない
- ・決定的なミスを犯さない



會津隆行先生

今年も好評!

決算書作成講座及び法人税申告書等の書き方講座を開講しました

10月7日(水)から法人会館において「決算書作成講座」(全5回)を、引き続き11月11日(水)から「法人税申告書等の書き方講座」(全5回)を開催しました。

講師は両講座とも東京税理士会東村山支部會津隆行先生にお願いし決算書の作成及び法人税申告書への転記要領を分かり易く受講者に対し講義していただきました。

マイナンバーセミナーを開催しました

11月19日(木)と12月15日(火)14時30分より法人会館においてマイナンバーセミナーを開催致しました。平成28年1月からマイナンバーの利用が始まり、いよいよ制度開始直前に迫り大変多くの参加者にお越しいただきました。

講師に東村山税務署法人審理担当上席藤田滋之氏と税理士赤津茂氏及び特定社会保険労務士石津雄美氏をお迎えし、約2時間30分の講演の後、多くの質問が寄せられる等、皆さんの関心の深さが伺われました。

満員の会場



株式会社 スタイルワン

何事にも「全身全霊」、
「全力」のチーム



私達、株式会社スタイルワンは東村山市青葉町にある住宅リフォームを中心とした「総合建築会社」です。「住宅・家」というものは一生で一番大きな買い物と言われるだけあってそこにはお客様の「想い」が詰まっています。その「想い」を大切にしながら仕事をしています。2013年10月創業、従業員3人のまだまだ若い会社ですが、実はそれぞれの経験年数は長く以前は同じ建築業界の中、全く別の分野でそれぞれが活躍しておりました。その違った環境でそれぞれが「人のつながり」の大切さを感じていたのですが、ある時にその考えに共感して「スタイルワン」に集まりました。「スタイルワン」を一言でいえば、何事にも「全身全霊」「全力」でお客様の希望・要望をかなえるチーム。その



為に日頃より建築業界の知識・情報を取り入れたり、住宅に関するご相談をどんな事でも断らず全て受け付けて実績を積んでおります。リフォームは住宅設備の修理・交換や間取り変更・模様替えなどの内装などがあり、全てに言えることですが一軒一軒ご要望が違います。言ってみれば「オリジナル工事」です。家の広さや家族構成、年齢、性別などそれぞれ大切にしているものや要望は違います。「スタイルワン」は様々なご要望をお打合せし工事を通じて形にします。定期的な活動としては東村山市商工会主催の「市民産業まつり」創業以来参加させ

ていただいています。新しい会社だからこそ「スタイルワン」という名前をもっと知ってもらいたい、どんな会社なのか雰囲気を感じてもらいたいと思っております。次回も参加する予定です。次回もしければお声掛け下さい。これからの東村山市を始め周辺地域の皆様のお役に立てるようにリフォーム事業を盛り上げて行き、少しでも多くの方々が「スタイルワン」の事を知っていただけるように頑張っています。私達の想いがギュッと詰まったHPはこちら「東村山市リフォーム」検索!!是非、ご覧ください。

● 皆様ぜひお越し下さい

株式会社スタイルワン

所在地 東村山市青葉町 3-16-15

TEL 042-306-0689

FAX 042-306-0690

H P <http://www.st1-reform.com>

代表 吉村 健一

東村山法人会セミナーのご案内

参加費
無料!!

決算法人説明会	3月2日(水)	13時30分～16時
決算法人説明会	4月5日(火)	13時30分～16時
決算法人説明会	4月6日(水)	13時30分～16時
新設法人説明会	3月23日(水)	13時30分～16時10分
税務教室「法人税申告書作成講座」	3月9日(水)	14時～16時
税務教室「租税公課について」	4月22日(金)	15時～16時

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合のよい日にお越し下さい。

どなたでも参加できます！
参加ご希望の方は東村山法人会へお電話下さい。

☎ 042-394-7654

マイナンバーについて

東久留米ブロック研修会



徳田賢一氏



当日の模様

東久留米ブロック合同研修会が12月3日(木)に東久留米商工会館にて開催され、株式会社スタジオドリーム代表取締役 徳田賢一氏による「マイナンバーについて」と題した講演が行われました。

マイナンバー制度の趣旨をはじめ、導入に向け企業に求められる対応と留意点等について説明がありました。具体的で分かり易い大変有意義な研修会でした。

引き続き、忘年懇親会が開催され、楽しいひと時を過ごしました。



ひつひつ

小平第4支部 事業研修委員 當間 和彦さん

私は、昭和57年に小平市大沼町に生を受け、33年間小平市に住んでいます。父が自営業で植木屋を営んでいたこともあり、私自身も機会があったら日本の文化や技術を生かす仕事をしたいと考えていました。高校生になり、進路を考えていた時に父からの話で、祖父が将来子や孫が商売を行えるようにと新青梅街道沿い



に土地を残してくださいと聞いたこと、また親族に飲食店を営んでいる方が何人かいらつしたことで、学ぶには良い環境だと考え、飲食の道に進むことを決意しました。高校卒業後は大学の経営学部に進学し昼間は経営学を学び、夜間には調理師の専門学校に通い調理師免許を取得しました。大学卒業後は飲食店に就職し、何か所か巡りながら約8年間の調理の修行と、2年間の接客の勉強を行いました。約10年間の修行を得て、自身でこれなら始められると自信が持てたときに企業

を決意しました。

様々な飲食店で仕事を行っていると、働く人と、設計する人とが異なるために生まれる現場での動線や使い勝手の誤差を感じるようになり、自分で始めるときには自身で設計しようと考えました。設計と言っても専門的な知識はありませんので、調理と接客で培った知識を生かし、従業員が効率よく動ける動線や配置、寸法を考え、自身でデザインを描いたり、図面を引き、プロの設計士さんに頼むという形をとりました。おかげで店舗建設開始までに2年も掛かってしまいました。

店舗でご提供する料理に関しましては、低価格競争では大手飲食店様相手には対抗出来ないのです、当店では食材の質にこだわっておりま

取り扱っております。

和食の技術や味を守つていなくてはならないと考え、手作りにこだわりの、ダシも削り節からとっております。そのダシを使用し、うどんつゆ、そばつゆを始め、天つゆ、井タレ、うなダレ、ステーキソースやドレッシングにおいても当店で作っております。20年以上の実績のある職人達で手作りで行つてい

ますので、「河豚の会席が食べたい」、「すっぽんの会席が食べたい」などのご要望にもお応えいたします。

ぜひ機会が御座いましたら、当店の手作りにこだわった会席料理をご賞味ください。

和食は無形文化遺産に登録される程の日本の文化です、より多くの皆様に和食の良さや素晴らしさを感じていただきたく、日々精進しております。

偉そうなことを言っておりますが、まだまだ始めたばかりの未熟な新参者でございますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどを宜しくお願い致します。

(株)弥左衛門 代表取締役

法人会にご入会下さい

① 法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- ①税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談会を開催しております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTA X講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- ②本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行なっています。

② 法人会は幅広い相互扶助事業を行なっています

- ①生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- ②特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- ③経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

③ 法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国85万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行なっています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ

東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー



弊所は、自治会など地域の皆さんの防災活動のサポートと防災・減災コンサルティング業務などを主な業務として、平成23年に開所いたしました。

所長の渋谷けいしは、豊富な行政経験と各種防災関係機関での活動経験を活かし、防災に関する講演会、まちづくりに関する各種講演などもお受けしております。これからも、より良い清瀬のまちづくりのために所員一同、邁進していきたいと思っております。

この度は、東村山法人会に入会させていただき、今後とも先輩諸氏の皆様からご指導、ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

法 人 名	渋谷けいし事務所
代 表 者	渋谷 桂司
支 部	清瀬支部
住 所	清瀬市中里4-800-3
電話・FAX	042-494-0081

新入会員紹介

自平成27年11月1日～至平成27年12月31日に入会された会員

所属支部名	所 在 地	法 人 名	代表者氏名	業 種	電話番号
東村山第6支部	東村山市栄町2-8-10	日本郵便株式会社 久米川駅前郵便局	望月 和浩		042-397-9037
東村山第6支部	東村山市萩山町1-2-6	日本郵便株式会社 萩山駅前郵便局	川里 茂		042-343-5316
東村山第6支部	東村山市萩山町4-10-67	(株)クリーンバスターズ	横田 菊男	建物管理業	042-392-8288
清 瀬 支 部	清瀬市元町2-3-1	吉家	渡邊 利吉	居 酒 屋	042-492-5533



交歓会場

撮影：Shiworl

1月19日(火)立川グランドホテルにおいて平成28年新年賀詞交歓会が新春講演会に引き続き17時20分より、開催されました。最初に小川会長から「公益社団法人として、東村山税務署や諸団体と連携するとともに、その協力を得て、引き続き「税」の分野を中心に活動を行ってまいります。合せて会員の皆様や地域の企業者の為になる各種セミナーや情報提供を実施して参ります。」と力強い新春の挨拶がありました。

引き続き、来賓を代表して東村山税務署佐藤署長、東京都立川都税事務所小平都税支所遊座支所長、東村山市渡部市長からご挨拶を頂きました。その後、東村山税務署山本副署長による乾杯のご発声で会が始まり、参加者一同新春を祝いつつ懇親を深めました。

また、平成27年にご入会いただいた会員の中で7名の新入会員の紹介と記念品の贈呈を行いました。そして、最後に「福引大会」を行い和気あいあいの中、楽しい時間を過ごしました。



佐藤東村山税務署長



渡部東村山市長

遊座立川都税事務所
小平支所支所長



山本東村山税務署副署長



マイスターのご紹介



新年賀詞交歓会

第4回 通常総会

日 時 平成28年6月9日(木)

場 所 パレスホテル立川(立川市曙町 2-40-15)
※引き続き同会場において本部研修会を開催します。

お問合せ 東村山法人会 TEL: 042-394-7654



東村山法人会

第23回 厚生親睦チャリティゴルフ大会

日 時 平成28年6月2日(木) スタート8時 **雨天決行**

場 所 高坂カントリークラブ(東松山市高坂 1916-1)

大会に関するお問い合わせは | 東村山法人会 TEL 042-394-7654



新年賀詞交歓会

新入会員紹介と 恒例福引大会



福引当選者



新入会員の皆様

1月19日(火)立川グランドホテルにおいて開催された新年賀詞交歓会場で新入会員紹介と福引大会が開催されました。平成27年に入会され、交歓会に参加された新入会員の方々のご紹介が行われ、井上組織・厚生委員長から記念品が手渡されました。

その後、恒例の福引大会では当選番号が発表されるたび歓声が沸き大いに盛り上がりました。



東村山第3支部 秋の研修会報告

秋の深まりを実感する11月29日(日)に恒例の東村山第3支部の移動研修会を執り行いました。当日は天気にも恵まれ紅葉の映える長瀬渓流を散策しました。タイミングよく走行するSLをバスの中から見学することが出来たり、団体客が来る前にあまり並ぶことなく長瀬のラインくだりを楽しむことが出来ました。風情のある山富貴では、会員同士の懇親を深めることが出来ました。

来年も親睦を深める約束をして無事に散会となりました。

記 総務委員長 中條基成

小平ブロック

小平ブロック忘年懇親会

平成27年12月1日(火)18時開始。ブリヂストンクラブにて参加47名。

林ブロック長の代表挨拶、窪田副ブロック長の乾杯の音頭と共に懇親会の幕開け。多摩信用金庫大久保支店長様、大同生命林所長様を迎え、会員相互の交流も盛り上がる中、若手女流講師「田辺銀冶」の一席！ 明治新政府大活躍の長州ファイブによる英国への密航の様など、小気味よいテンポにのまれたひと時でした。

この一年ご苦労様でした。



新年会場

小平第3支部

新春講演会・親睦新年会実施報告

平成28年1月26日(月)午後6時より、新春講演会・親睦新年会を四川料理店「招来川菜館」で開催しました。参加者は23名。

司会役、長谷組織・厚生委員の持ち前のトークも冴え、東村山税務署藤田上席による軽減税導入等の最新の税制に関する講演、新入会員を交えた会員同士の交流、そして恒例の協賛ビンゴ大会もあり、参加会員の親睦が深まる楽しい会となりました。



長谷組織厚生委員



藤田法人審理担当上席



高橋副会長の挨拶

東久留米ブロック 東久留米ブロック忘年情報交歓会

12月3日(木)、東久留米商工会館においてブロック研修会に引き続き忘年情報交歓会が開催されました。

三沢副ブロック長の司会のもと、中島前ブロック長に乾杯のご発声をいただき会が始まりました。和気あいあい雰囲気の中で互いの親睦を深めることができました。

ー東京都と都内市区町村からのお知らせですー

事業主の皆さま ▶ 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収への自主的な切替えを行うなど、特別徴収の実施に向けてご準備いただきますようお願いいたします。

特別徴収とは？

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「**納期の特例**」の制度があります。

特別徴収義務者となる事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収のメリット

特別徴収にさせていただくと、従業員の方が金融機関に出向いて納税する手間が省けます。なお、所得税のように、事業主の方が税額の計算や年末調整をする必要はありません。



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

■詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください

東京都 特別徴収

検索

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して
所得税及び
復興特別所得税の
申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略
還付が
スピーディー



法人会

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

法人会行事のご案内

平成28年1月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
3/1(火)	10:00	パソコン教室写真の取込み・加工・編集(全4回)開講日	法人会館	4/7(木)	15:00	第1回組織・厚生委員会	法人会館
3/2(水)	13:30	決算法人説明会	〃	4/8(金)	10:00	源泉所得税実務研修会	〃
〃	16:00	第6回広報委員会	〃	4/12(火)	14:00	個別融資相談会	〃
3/3(木)	14:00	第4回女性部会役員会	〃	4/13(水)	16:00	第1回税制・社会貢献委員会	〃
3/9(水)	14:00	第10回税務教室	〃	4/14(木)	16:00	第1回事業研修委員会	〃
3/15(火)	14:00	個別融資相談会	〃	4/15(金)	16:00	第1回総務委員会	〃
3/16(水)	15:00	第5回理事会	〃	4/20(水)	13:00	労務経営相談会	〃
3/18(金)	13:00	マイナンバー対応個別相談会	〃	4/22(金)	15:00	税務教室	〃
3/23(水)	13:30	新設法人説明会	〃	4/25(月)	17:30	第4回青年部会報告会	〃
4/5(火)	13:30	決算法人説明会	〃	4/27(水)		第4回女性部会報告会	〃
4/6(水)	13:30	決算法人説明会	〃				

応募作品をご紹介します

本紙の表紙を飾る写真を募集しています。



所沢市 三宅正人さん

法人会の法律相談

1時間まで 無料。
お気軽にどうぞ!!



1. 申し込み方法

- 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。
TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)
- その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を告げてください。
- 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一人の相談は月1回に限らせていただきます。)

3. 相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

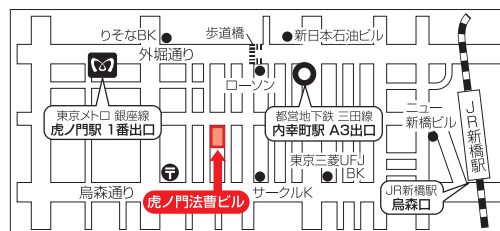
羽野島法律事務所 羽野島裕二弁護士 他3名
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号
TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通: 地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分
JR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。
(東京法人会連合会が負担します。)
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。
その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL: 03-3357-0771

recipe

早春の白ウド(東京特産)の 野菜とエビのヌタ

Instructor 東久留米第1支部 野島貞夫さん

つくりかた

- 1 エビを洗って塩と片栗粉少々入れて混ぜて置く。
- 2 ネギ、ウド、ニンジンを5cm くらいにスライスに切る。
- 3 鍋に塩と油を少々入れて、お湯が沸いてから、エビと野菜を入れてさつと茹でる。
- 4 水を切って、大きなボールに調味料を全部入れてよく混ぜる。
- 5 ④に、茹でた野菜とエビを入れて和えると完成です。

ポイント

- エビを下味に付けた方が、プリプリして美味しくなります。
- ゆで玉子の黄身を入れると、酸味を調和して味がまろやかになります。



★レシピ★

材料(2人分)

- 小エビ・・・・・・・・7個
- ネギ・・・・・・・・1本
- ウド・・・・・・・・50g
- ニンジン・・・・・・50g
- 調味料
味噌・・・・・・・・35g
お酢・・・・・・・・大さじ3
味醂・・・・・・・・大さじ3
砂糖・・・・・・・・大さじ3
茹で玉子の黄身・・・1個



あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集しています

本紙の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。
写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。
趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規定

写 真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF推奨)

記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可。

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛て
〒189-0014 東村山市本町1-23-6

TEL : 042-394-7654
e-mail : info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

募集締切

締切は各号発行月の2か月前の月末までにご応募下さい。

- 4月号の締切は2月末まで
- 6月号の締切は4月末まで
- 8月号の締切は6月末まで
- 10月号の締切は8月末まで
- 12月号の締切は10月末まで
- 2月号の締切は12月末まで

公益社団法人東村山法人会報[243号] 平成28年2月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL : 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社ドライブドリームストーリー

禁
無
断
転
載